

令和7年度 第2回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 次第

令和8年3月18日（水）

10：00～11：30

京都市役所本庁舎1階第1会議室

1 開会

2 議事

- (1) 産業廃棄物処理指導に係る令和8年度の取組計画について
- (2) 産業廃棄物実態調査の進捗状況及び京都市産業廃棄物処理指導指針の見直しについて

3 閉会

○ 会議資料

資料1－1 産業廃棄物処理指導に係る令和8年度の取組計画について

別紙 産業廃棄物の資源化支援事業について

資料1－2 補足資料（制度、施策等の概要）

資料2 産業廃棄物実態調査の進捗状況及び京都市産業廃棄物処理指導指針の見直しについて

産業廃棄物処理指導に係る令和 8 年度の取組計画について

1 排出事業者に対する取組

(1) 排出事業者に対する指導・啓発

補足資料の番号

関連する
指針の番号

ア 立入指導

多量排出事業場【補 1】、さんばい適正処理・3 R 推進事業場認定制度（さんばいチェック制度）【補 2】（注）に係る認定申請事業場、建設リサイクル法に係る届出現場【補 3】などへの立入りを通じ、適正処理と 3 R の推進について指導する。

令和 8 年度は、多量排出事業場について、製造業をはじめ幅広い業種を対象に立入を行い、排出抑制や再生利用の取組状況を聴取するとともに、廃プラスチック類を多く排出する事業場に対して、廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた取組への働き掛けを引き続き行う。

【令和 8 年度の取組】

- 多量排出事業場に対する定期的な立入指導（廃プラスチック類の排出量が多い事業場に対する立入指導を含む。）の実施 <継続> **1-1 1-2 1-3**
- さんばいチェック制度の「さんばい適正処理・3 R 推進事業場」の認定申請のあった事業場に対する立入指導の実施 <継続>
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事の現場に対する立入指導の実施 <継続>
- プラスチック資源循環促進法の指針に即した廃プラスチック類の排出抑制、再資源化等に向けた情報収集及び働き掛け <継続> **1-1 1-2 1-3**

立入指導の内容	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (12 月末現在)	令和 8 年度 (見込・計画)
多量排出事業場（廃プラスチック類を多く排出する事業場を含む） ※ 市内の多量排出事業場は約 150 箇所	15	16	15	15
さんばい適正処理・3 R 推進事業場認定申請事業場	21	14	3	9
建設リサイクル法届出現場	42	24	51	50
地下工作物存置届出現場【補 4】	18	11	12	20

イ 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等 **2-1 1-6**

不法投棄等の発生を防止するため、事業場外保管用地、重点監視地域等のパトロールを行うとともに、不適正処理事案に対する調査及び指導、悪質な事業者に対する改善命令等の対応をする。

【令和 8 年度の取組】

- 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地【補 5】の監視 <継続>
- 重点監視地域【補 6】に対する定期的なパトロールの実施 <継続>

- 大岩街道周辺地域【補7】での監視パトロール、立入指導等の実施 <継続>
- 関係機関との連携による路上検問の実施 <継続>
- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査【補8】 <継続>
- 不適正処理に対する指導等 <継続>
- I o Tカメラによる不法投棄の遠隔監視の実施 <継続>

		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)	令和8年度 (計画)
保管用地	届出件数	0	1	0	(注3)
	廃止件数	7	0	0	(注3)
	累積届出件数	45	46	46	(注3)
重点監視地域パトロール回数		週1～4回	週1～4回	週1～4回	週1～4回
大岩街道 周辺地域 対策	監視パトロール回数(注1)	週6回	週6回	週6回	週6回
	立入指導件数	6	5	5	(注4)
	合同パトロール回数	1	1	1	1
路上検問回数		2	1	1	2
クリーンセンター 搬入ごみ検査	実施回数	145	139	113	週3～4回
	検査件数(台数)	325	445	364	—
	指導件数(注2)	275	248	198	(注4)
不適正処理事案への指導件数		117	70	54	(注4)

注1 監視パトロールは、委託業者による監視(平日早朝及び休日を含む。)を含む。

2 指導件数は、一般廃棄物収集運搬業者に対する事後指導件数及び持ち込みごみ搬入者への持ち帰り指導件数の合計。なお、指導件数には、産業廃棄物関係以外の指導(一般廃棄物の搬入不適物等)も含む。

3 保管用地の届出等については、計画件数は計上していない。

4 違反があった場合に行う指導については、計画件数は計上していない。

ウ PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の指導 2-2

(7) 高濃度PCB廃棄物に対する取組

JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業の終了後、建物解体工事等を機に発見されるものについて、適正な保管を指導する。

【令和8年度の取組】

- 高濃度PCB廃棄物が新たに発見された場合の適正保管に向けた対応 <継続>

(イ) 低濃度PCB廃棄物に対する取組

令和9年3月末の処分期限に向け、引き続き、確実な処分を促していく。
また、現在検討中の国の新制度について、引き続き、情報収集を行う。

参考 中央環境審議会 廃棄物処理制度小委員会(令和7年12月)資料より

- 低濃度PCB使用製品の管理の状況について、都道府県知事への届出を義務付け
- 低濃度PCB使用製品の廃棄の際には一定期間内の処分の委託を義務付け

【令和8年度の取組】

- 低濃度PCB廃棄物の保管事業者に対する届出提出、適正保管、確実な処分の働き掛け及び立入検査の実施 <継続>

エ 電子マニフェスト等の導入促進 1-9

産廃処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方の事務の効率化を図るため、電子マニフェストの利用を促進する。

【令和8年度の取組】

- 電子マニフェスト普及促進に向けたJWNET紹介等の情報提供の強化＜継続＞
- 本市の処理委託契約における電子マニフェストの導入拡大＜継続＞
- 京都市発注工事契約における電子マニフェストの利用の促進＜継続＞

オ 産業廃棄物関係の諸手続におけるオンライン化 1-9

産廃処理に係る排出事業者及び産業廃棄物処理業者双方の事務の効率化を図るため、本市への届出等手続のオンライン化を推進する。

【令和8年度の取組】

- 産業廃棄物関係届出等に関するオンライン手続の利用拡大＜継続＞

報 告 内 容		令和6年度	令和7年度 (2月末現在)
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	提出件数	3,789	3,867
	うちオンライン	765 (20.1%)	1,083 (28.0%)
多量排出事業者の(特別管理)産業廃棄物処理計画書・実施報告書	提出件数	142	139
	うちオンライン	31 (21.8%)	37 (26.6%)

カ 少量排出事業場に対する指導・啓発 1-6

産業廃棄物の排出量が少ない事業場に対し、一般廃棄物との分別、適正処理及びリサイクルを推進するための指導、啓発を行う。

【令和8年度の取組】

- クリーンセンターにおける搬入ごみ検査及び検査結果に基づく指導・啓発＜継続＞(再掲)
- 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゅにけーしょん」の発行(年3回発行)＜継続＞

キ 公共工事におけるリサイクルの質の向上 1-4

本市が発注する工事において、引き続き、建設廃棄物の再資源化施設への搬入を徹底するとともに、リサイクルに資する優れた取組を紹介・共有することにより、より質の高いリサイクルを目指す。

【令和8年度の取組】

- 建設廃棄物の再資源化施設への搬入の徹底＜継続＞
- 公共工事に係る建設副産物の発生抑制や再生利用に資する良好事例の収集及び紹介＜継続＞

(2) 排出事業者による自主的な取組の促進 (共通) 1-1 1-2 1-3

ア さんばいチェック制度の実施 1-8

排出事業者の自己点検及び改善を啓発・支援するとともに、優良な事業場を認定することにより、産業廃棄物の適正処理及び3Rの推進に向けた排出事業者の意識の向上を図る「さんばいチェック制度」を引き続き実施する。

【令和8年度の取組】

- 継続的に取り組む事業場への申請勧奨 <継続>
- 新規申請獲得のための多量排出事業場等への申請勧奨 <継続>

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (目標)
推進事業場認定件数 (認定継続中の事業場を含む)	13	21	33	35	40
(内訳)					
認定継続中					18
シルバー認定2回目				18	4
認定継続中			19	4	2
シルバー認定1回目		19	4	2	9
2回目			1	9	2
新規		2	9	2	5

イ 事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの促進に向けた指針の普及促進

事業ごみの減量や分別・リサイクルの促進に向け、令和7年度に策定した「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」に掲げるごみ減量・資源循環の取組について、京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づく報告書制度(注)と連動させることで、各事業者が自ら取組の進捗状況を把握・管理できるようにし、PDCAによる事業者の主体的な取組を促進する。

注 延床面積が一定規模以上の市内事業者にごみ減量及び分別・リサイクルの計画と実績の報告を義務付けているもの。

【令和8年度の取組】

- 報告書制度による取組の進捗状況の把握等を通じた指針の普及、促進等

(3) 排出事業者に対する情報提供等

ア 「京さんばいポータル」の効果的な運用 1-1 1-2 1-3 1-7 1-10

ポータルサイトについて、排出事業者、処理業者に対し積極的な活用を周知するとともに、産業廃棄物の適正処理・3Rの推進に役立つコンテンツを充実させる。

【令和8年度の取組】

- 廃棄物分類検索、さんばいQ&A等の拡充<継続>
- 産業廃棄物に係る最新情報の提供<継続>
- 「太陽光パネルの適正処理・リサイクル」ページの充実<継続>

(参考)「京都PVパネル循環プラットフォーム」(京都府主催)への参画 **1-7**

京都PVパネル循環プラットフォーム(注)に引き続き参画し、各関係者の動向や今後の見通しについて情報収集、意見交換を行う。

注 太陽光パネル【補9】の循環システムの構築のための意見交換の場として京都府により設置され、太陽光パネルの製造から廃棄、リサイクルに至るまでの関係事業者、行政機関等で構成される。

イ あらゆる機会を活用した情報発信 **1-1 1-2 1-3 1-7**

「廃棄物の適正処理ガイドブック」等を用いた指導、啓発に加え、立入指導、さんばいチェック制度の案内送付などの様々な機会を活用して、(一社)京都府産業廃棄物3R支援センター等とも連携し、排出事業者に有益な情報を提供する。

【令和8年度の取組】

- さんばいチェック制度の案内等の機会を活用した各種情報提供の充実 <継続>
- 冊子等を活用した指導・啓発の実施 <継続>

- ・ 廃棄物の適正処理ガイドブック(令和4年11月改訂)
- ・ 事業系廃棄物の正しい出し方(令和5年1月改訂)
- ・ 業種別 適正処理・3R推進リーフレット(京都府産業資源循環協会連携)
- ・ 焼却禁止の啓発チラシ
- ・ 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット
- ・ いち、に、さんばい！(小中学生向け)

※ その他、環境省等が発行する啓発資材を活用している。

- 関係団体との連携等による各種情報提供の充実 <継続>
- 講習会、社内研修、「京都市政出前トーク」等への講師派遣

2 産業廃棄物処理業者等に対する取組

(1) 産業廃棄物処理業者に対する指導・啓発等

産業廃棄物処理業者による適正な処理と良好な処理環境を確保するとともに、排出事業者と連携して循環型社会の形成に寄与する優良な処理業者の育成を図る。

ア 法令に基づく指導監督

【令和8年度の取組】

- 産業廃棄物処理施設への定期的な立入検査 <継続> 2-1
- 違反行為に対する厳正かつ迅速な指導及び処分 <継続> 2-1
- 優良産廃処理業者認定制度の運用 <継続>

【産業廃棄物処理施設への立入検査】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)	令和8年度 (計画)
中間処理・積替保管施設	34件/全86件 (延べ38回)	31件/全85件 (延べ33回)	25件/全86件 (延べ27回)	32件/全86件
自己処理施設	1件/全2件	1件/全2件	0件/全1件	0件/全1件
ダイオキシン類の行政検査	2件/全2件	2件/全2件	2件/全2件	2件/全2件
法に基づく定期検査	1件/全3件	0件/全3件	0件/全3件	1件/全3件

イ 優良な処理業者の育成に向けた働き掛け

立入指導や許可申請・届出などの機会やポータルサイトを活用して、電子マニフェストの利用促進やBCP策定の推進などについて案内するとともに、処理業者に有益な研修会や支援事業など（他団体等が主催するものも含む。）の情報提供等を行う。

【令和8年度の取組】

- 処分業者・収集運搬業者（積替え保管）への立入検査時の働き掛け <継続> 1-9 2-4
- ポータルサイトを活用した情報提供 <継続> 1-9 2-4
- 市内の処理業者のうち電子マニフェスト未導入者に対する働き掛け <継続> 1-9

ウ 処理業者の地域活動への参加の促進

処理業者による地域活動への参加や環境教育などの取組を紹介することにより、同様の取組の促進を図る。

【令和8年度の取組】

- ポータルサイトを通じた良好事例の紹介 <継続> 3-1

(2) 有害使用済機器保管等届出制度【補10】の運用 2-2

有害使用済機器の保管又は処分を行っている事業場の現地調査を行い、届出対象となる事業者に対して届出を行うよう指導するとともに、届出のあった事業者に必要な指導を行う（届出件数5件（令和7年12月末現在））。

また、現在、廃棄物処理制度小委員会で行われている不適正ヤード対策を含めた今後の廃棄物制度の在り方についての議論を踏まえた国の動向（規制の在り方の検討）を注視していく。

【令和 8 年度の取組】

- 保管事業者の現地調査及び届出の指導 <継続>

(3) 災害廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化

発災時に廃棄物を迅速かつ円滑に処理できるよう、(公社) 京都府産業資源循環協会をはじめ、「災害発生時における応急対策活動に関する協定」の締結先との協力支援体制について協議を進め、仮置き場の設置や管理運営における役割分担の内容について、調整する。

【令和 8 年度の取組】

- 発災時の協力支援体制に係る(公社) 京都府産業資源循環協会との調整<継続> 2-3

3 資源循環に向けた取組の推進

(1) 産業廃棄物の資源化支援事業<新規> (別紙参照)

排出事業者を対象に、産業廃棄物の種類や性質に応じた資源としての活用の可能性を調査し、必要な方策について助言・提案する。更に、提案を行った事業者の中から、短期で事業化が期待できる事業者を選定し、提案の実現に向け、伴走支援を行う。

【令和 8 年度の取組】

- 産業廃棄物の資源化の可能性の調査・助言・提案 <新規>
- 上記に係る伴走支援<新規>

(2) サーキュラーエコノミーの基盤づくり事業 <継続>

サーキュラーエコノミーへの移行に向けた、事業者・消費者双方の機運醸成を図るとともに、循環型ビジネスモデルに係るアイデアの事業化を目標とした支援を実施する。

【令和 8 年度の取組】

- 事業者等に対する勉強会、交流会の開催
- 市民等に対する展示会、ワークショップ等の開催
- 事業化支援

(3) 再資源化事業等高度化法を踏まえた対応

令和 7 年 1 1 月に全面施行された資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(再資源化事業等高度化法)に基づく国の基本方針や、同法の施行状況を踏まえ、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するための情報発信等を行う。

【令和 8 年度の取組】

- ポータルサイトを活用した情報提供 <継続>

4 市民に対する取組

産業廃棄物処理業に対する市民理解の促進

産業廃棄物の処理の重要性、資源循環の推進やサーキュラーエコノミーへの移行に関する市民の理解促進、産業廃棄物処理業者に対する市民のイメージの向上を図るための啓発を行う。

【令和8年度の取組】

- 夏休み小中学生「さんばい施設見学エコツアー」の実施 <継続> 3-2

	開催回数等	開催手法、参加人数等
令和5年度	2回（7月）	オンライン見学会：15組／実地見学会：25名
令和6年度	2回（7～8月）	オンライン見学会：10組／実地見学会：24名
令和7年度	2回（7～8月）	実地見学会：48名（2回合計）
令和8年度	2回	実地見学会を2回開催予定、50名程度を想定

- 学生向け「京都エコロジー・フィールドワーク」の実施 <継続> 3-2

	開催回数等	参加人数等
令和7年度	1回（11月）	14名
令和8年度	1回	20名程度を想定

- 見学受入施設に係る情報の収集と公開 <継続> 3-1 3-2

産業廃棄物の資源化支援事業について

1 予算額

5, 000千円

2 事業実施に至る経過・背景

循環型社会の構築に向け、国家戦略に位置付けられている、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進めていく必要があり、京都市においても、令和7年度から、循環経済を実現するビジネスモデルの創出等を促進するため、サーキュラーエコノミーの基盤づくり事業として、ワークショップなどのプログラムや情報発信などに取り組んでいるところである。

循環経済への移行のためには、廃棄物の資源としての循環利用を進めることも不可欠であり、市内で排出される廃棄物の大半を占める産業廃棄物について、サプライチェーンを構成する動脈産業（排出事業者・製造業者等）と静脈産業（処理業者・リサイクラー）との連携（動静脈連携）による、産業廃棄物のより一層の資源化（高品質な循環資源の生産）を進め、有効利用への動きを加速させる必要がある。

3 事業概要

京都市における産業廃棄物の主要な排出元の一つである製造業を中心に、多量に産業廃棄物を排出する事業者を対象として、次のとおり、動静脈連携による資源循環の取組について支援する。

(1) 産業廃棄物の資源化の可能性の調査・助言・提案

産業廃棄物の排出事業者（公募により10社程度を想定）を対象に、産業廃棄物の種類や性質に応じた資源としての活用の可能性を、専門のコンサルティング会社の知見も取り入れ調査し、活用に向けた必要な方策について助言・提案を行う。

(2) 伴走支援

上記(1)の取組により提案を行った事業者の中から、短期で事業化が期待できる事業者を選定し、提案の実現に向け、産業廃棄物の具体的な再資源化ルートの構築、再生材の利用先の開拓、経済合理性の検証等について、本市が伴走支援を行う。

補足資料 (制度、施策等の概要)

1 多量排出事業場

前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物にあつては 50 トン以上）である事業場（多量排出事業場）を設置している事業者（多量排出事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施状況を、市長に提出、報告しなければならないこととされている。

根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 12 条第 9 項～第 11 項ほか

2 さんばい適正処理・3R 推進事業場認定制度（さんばいチェック制度）

産業廃棄物の適正処理の確保並びに 3R の推進を図るため、排出事業者の自己チェックと改善の取組を支援するとともに、優良な結果の事業場を認定・公表する制度。

根拠 京都市産業廃棄物の適正処理の確保及び廃棄物の資源循環の推進に向けた自己点検等に関する要綱

【制度の概要】

- ① 本市が当制度の案内通知を認定対象となる事業場に送付する。通知を受けた各事業者は、チェックシートをホームページからダウンロードし自己チェックを行い、認定基準を満たしたうえで応募する。
- ② 本市が申請のあった事業場の実地調査を行い、審査のうえ優良事業場を認定し、本市のホームページ等で公表する。

3 建設リサイクル法届出現場

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事等について、同法により再資源化が義務付けられている 3 品目（木くず、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）のリサイクル等の状況を確認するため、一部の工事現場への立入調査を実施している。

4 地下工作物存置届出現場

老朽化等により不要となった建築物や工作物を取り壊す場合、地下部分の工作物についても産業廃棄物として適正に処理しなければならないが、周辺的生活環境の保全に支障が生ずるおそれがなく、かつ、撤去した場合に周辺地盤に緩みが生じる場合など、存置することに一定の有用性が認められる工作物については、地下に存置して差し支えないと判断できる場合がある。

本市では、地下に工作物を存置しようとする工事業者からの届出を受け、存置による生活環境保全上の支障の発生のおそれや存置の有用性について、対象となる工事につき現場調査を行うなどして協議を行っている。

5 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地の監視

産業廃棄物を生じた事業場以外の場所（面積が300平方メートル以上）で産業廃棄物を保管する場合に、廃棄物処理法及び本市条例に基づき、届出義務が課されている。

しかし、無届けでの事業場外保管や保管用地への廃棄物の過堆積等の違法行為も散見されることから、必要な届出をするよう指導するとともに、保管用地の適正な使用を徹底させるため、定期的に現場確認を実施している。

根拠 廃棄物処理法第12条第3項ほか

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第3条以下

6 重点監視地域

市内の山間部においては、依然として産業廃棄物の不適正処理事案が見受けられることから、市内全域の山間部に対するパトロールを月1～4回程度の頻度で実施している。

また、山間部以外でも、不法投棄が頻発するなど、重点的に監視すべき地域についても、定期的にパトロールを実施している。

7 大岩街道周辺地域

伏見区の大岩街道周辺地域では、過去に周辺地域の住民に対し直接的に被害を及ぼすようなばい煙や悪臭、粉塵の発生などを伴う野外焼却などの悪質かつ重大な違法行為が行われていたため、これらの問題の解決に向け、平成8年度以降、全庁的な体制の下で対策に取り組んでいる。

全庁体制での監視の継続により、周辺地域に多大な悪影響を及ぼしていた大規模な野外焼却は終息しているが、依然として廃棄物の違法堆積や小規模な野外焼却等の違反が見られるため、定期的な監視パトロール及び立入指導を継続している。

8 クリーンセンターにおける搬入ごみ検査

本市では、一般廃棄物の処理施設であるクリーンセンターへの不適切な廃棄物の混入を防止するため、事業所などから排出された廃棄物の中に、プラスチック類などの産業廃棄物や、一般廃棄物のうちリサイクル可能な紙ごみなどが混入されていないかどうか、搬入車両のごみの展開検査及び目視検査を随時実施している。

不適切な廃棄物が混入していることが判明した場合、搬入した収集運搬業者や事業者等への持ち帰り指導等のほか、後日、当該廃棄物を排出した事業場に対し、収集運搬業者を通じた啓発・指導や、本市職員による訪問等による直接指導を行い、一般廃棄物、産業廃棄物及びリサイクルできるものの分別やごみの保管状況等を調査して、事業者ごとの排出状況に応じた啓発・指導を行っている。

9 太陽光パネルの適正処理、リサイクルの推進

(京都PVパネル循環プラットフォーム)

太陽光発電設備については、想定される 2030 年代後半以降の大量廃棄に備え、実効性のある適切な処理方法の確立が必要な状況となっている。

国においては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」が策定されたほか、再エネ特措法に基づく廃棄費用の外部積立制度などが創設されており、再資源化及び最終処分量の縮減に向けた取組が進められている。

国においては、経済産業省及び環境省の合同審議会（経済産業省：イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会、環境省：太陽光発電設備リサイクル制度小委員会）において、太陽光発電設備のリサイクル制度の在り方についての素案が取りまとめられ、制度構築に向けた検討が進められている。

京都においても、大量廃棄に備えた新たな循環システムの構築のための意見交換の場として、PVパネルの製造から廃棄、リサイクルに至るまでの関係事業者、行政機関等で構成される「京都PVパネル循環プラットフォーム」を京都府が設置しており、本市としても、同プラットフォームへの参画を通じて、各関係者の動向や今後の見通しについて知見及び情報を収集し、関連事業者との意見交換を行っている。

10 有害使用済機器保管等届出制度

使用が終了した電気電子機器等が、廃棄物処理法で規制されない有価物（資源）として取引されつつ、その保管又は処分が、環境保全上の措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災を含む生活環境上の支障が発生する問題が起きていた問題に対応するため、廃棄物処理法の平成29年改正（平成30年4月施行）において、「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるもの」を「有害使用済機器」と定義し、その保管又は処分を業として行おうとする者に対する届出の義務付け等の規制が設けられたもの。

11 再資源化事業等高度化法

(正式名称：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律)

脱炭素化と資源循環を一体的に促進していくことを目的に、再資源化事業等の高度化を促進するための措置等を講じるもので、令和7年11月に全面施行された。主な内容として、基本的な方針の策定のほか以下の制度がある。

(1) 再資源化事業等の高度化に係る認定制度

再資源化事業等の高度化を促進するため、国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定を行い、廃棄物処分業の許可等の手続の特例を設ける制度。以下の3つの類型がある。

- ・類型①（高度再資源化事業）：製造事業者等が必要とする質・量の再生部品等を確保するため、広域的な分別収集・再資源化を促進する事業
 - ・類型②（高度分離・回収事業）：環境大臣が指定する廃棄物（廃太陽電池、廃リチウム蓄電池等、廃ニッケル水素蓄電池等）から、高度な技術を用いて有用なものを分離・回収する再資源化事業
 - ・類型③（再資源化工程の高度化）：既存の廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量削減効果が高い高効率な設備導入等を促進する事業
- (2) 産業廃棄物処分業者の判断の基準と報告・公表制度
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者）は、その前年度の処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に報告する必要がある。

産業廃棄物実態調査の進捗状況及び京都市産業廃棄物処理指導指針の見直しについて

1 産業廃棄物実態調査

(1) 概要

産業廃棄物は、民間で処理され、京都市が産廃の発生、処理等の実態に係る各種データを持ち合わせていないことから、概ね5年ごとに産業廃棄物実態調査を実施し、京都市の状況を把握している。

令和7年度に、令和6年度の京都市内における産廃の発生量、再生利用量、最終処分量等の実態を調査するとともに、今後の産廃処理指導の方針検討の基礎とするため、産廃の発生抑制、適正処理、再資源化の促進等につまわる現状、課題等について、排出事業者に対する調査を京都府と合同で実施している。

(2) 調査手法

ア 調査対象

排出事業者 約3,600社（府全体で約7,500社）

※ 下線部分については、それぞれ3,000社、5,000社から修正

イ 調査内容

- ⑦ 令和6年度における産業廃棄物の発生量、再生利用量、最終処分量等
- ⑧ 意識調査：産業廃棄物の処理、資源循環の促進等に係る排出事業者の意識、現状、課題等

ウ 調査方法

排出事業者へのアンケート調査（郵送、メール）、マニフェストデータ、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書

※ 環境省「産業廃棄物排出・処理実態調査指針」に準拠

※ 調査自体は、食品ロス発生量推計調査及び産業廃棄物処理実績データベース化といった京都府の事業とともに実施中

エ スケジュール

令和7年	11月28日	アンケート調査の実施
	12月26日	回答期限
令和8年	3月 末日	とりまとめ
令和8年度		とりまとめ結果を公表予定
	7月	第1回推進会議で結果を報告

2 京都市産業廃棄物処理指導指針の見直しについて

(1) 現行指針（令和3年3月策定）の概要

「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の実現も見据え、産業廃棄物の適正かつ安定的な処理の確保と、処理業者の地域社会との共生の実現を図りつつ、サーキュラー・エコノミー（循環経済）の考えに基づき、動脈産業と静脈産業との融合を通じて、更なる資源の循環を図ることにより、廃棄物の発生を少なくしつつ、循環資源による新たな価値を生み出し、経済成長と地球環境への負荷の削減との両立が図られた持続可能な循環型社会を目指す。

上記基本的考え方に基づき、以下の3つの指針を定め、具体的な処理指導に取り組むもの。

- 指針1 排出抑制・リサイクルの更なる推進
- 指針2 適正かつ安定的な処理の確保
- 指針3 産業廃棄物処理業者の地域社会との共生

(2) 社会情勢の変化等

＜国における計画、法令等＞

- 第5次循環型社会形成推進基本計画の策定
- プラスチック資源循環促進法の施行
- 再資源化事業等高度化法の施行

＜現在検討されている法規制等＞

- 低濃度PCB廃棄物の法定処理期限（令和9年3月）の到来を踏まえた新たな対策
- 使用済み太陽光パネルのリサイクルに係る国における制度的対応の検討
- 環境対策に課題のあるヤードの法規制に係る国における検討

＜社会経済情勢の変化＞

- ICTの進展
- 人口減少・少子高齢化のさらなる進行に伴う労働力の不足 など

(3) 想定される検討課題

- 国の取組を受けた新たな施策の実施
- 産業廃棄物の適正処理や3R、資源循環の推進に向け、排出事業者の意識向上及び行動変容を促すための施策の実施
- 新たな法規制等への対応
- 行政手続のデジタル化への対応、電子manifestの普及促進
- 災害廃棄物処理体制の強化
- 産業廃棄物処理業の地域社会との共生の推進 など

(4) 今後の想定スケジュール

令和8年	7月	第1回推進会議（実態調査の結果報告及び素案検討）
	12月	第2回推進会議（案検討）
令和9年	3月	第3回推進会議（最終案検討）
		見直し後の指針策定